

目次

規則

津市後期高齢者医療に関する条例施行規則

告示

保管した屋外広告物

道路の区域変更

道路の供用開始

国民健康保険被保険者証の無効

公示送達

公示送達

公示送達

津市白山元取プール使用料徴収事務の一部委託

出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定

公 告

犬の抑留

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

開発行為に関する工事の完了

犬の抑留

犬の抑留

犬の抑留

犬の抑留

教育委員会告示

教育委員会の招集

選挙管理委員会告示

三重海区漁業調整委員会委員選挙における期日前投票所

三重海区漁業調整委員会委員選挙における投票所

三重海区漁業調整委員会委員選挙における津市開票区の開票の場所及び日時

三重海区漁業調整委員会委員選挙における津市開票区の開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時

三重海区漁業調整委員会委員選挙における期日前投票所の投票管理者等

三重海区漁業調整委員会委員選挙における各投票区の投票管理者等

三重海区漁業調整委員会委員選挙における開票管理者等

三重海区漁業調整委員会委員選挙における期日前投票所の投票管理者の選任

三重海区漁業調整委員会委員選挙における職務を代理すべき者の選任

芸濃南部土地改良区総代会総代選挙における選挙期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数

芸濃南部土地改良区総代会総代選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任

芸濃南部土地改良区総代会総代選挙における選挙立会人の選任

芸濃南部土地改良区総代会総代選挙における選挙長の行う告示

## 水道局告示

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

津市水道局指定給水装置工事事業者の指定

## 津市規則第49号

津市後期高齢者医療に関する条例施行規則を次のように定める。

平成20年7月25日

津市長 松田直久

### 津市後期高齢者医療に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津市後期高齢者医療に関する条例（平成19年津市条例第39号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(備付帳簿)

第2条 市長は、保険料納付原簿を備え、これに被保険者の氏名、住所、保険料の納付状況等を記録するものとする。

2 市長は、前項の帳簿を磁気テープその他これに類するものに記録することによって、これを調製することができる。

(保険料の額の通知)

第3条 条例第5条の規定による通知は、後期高齢者医療保険料納入通知書（第1号様式）により行うものとする。

2 市長は、前項に規定する通知書を、納期限前10日までに被保険者に交付するものとする。

(特別徴収の中止)

第4条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第107条第1項に規定する特別徴収の方法による保険料の被保険者への特別徴収の中止の通知は、後期高齢者医療保険料特別徴収中止通知書（第2号様式）により行うものとする。

(納期前の納付)

第5条 法第107条第1項に規定する普通徴収の方法による保険料の被保険者は、後期高齢者医療保険料納入通知書に記載された保険料の額のうち、到来した納期に係る保険料を納付しようとする場合において、当該納期後の納期に係る保険料を併せて納付することができる。

(過誤納の取扱い)

第6条 市長は、法第110条において準用する介護保険法（平成9年法律第

1 2 3号) 第1 3 9条第2項の規定による過誤納額の還付又は同条第3項の規定による過誤納額の充当を行おうとするときは、後期高齢者医療保険料過誤納金還付通知書(第3号様式)又は後期高齢者医療保険料過誤納金充当通知書(第4号様式)により、その旨を当該過誤納額に係る被保険者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定するもののほか、納入された保険料額のうち過納又は誤納のため還付すべきもの(以下「過誤納金」という。)があるときは、被保険者に過誤納金相当額を還付するものとする。この場合において、当該被保険者に未納の保険料があるときは、当該過誤納金を当該未納の保険料に充当するものとする。

(督促の手續)

第7条 市長は、保険料がその納期限までに完納されないときは、当該納期限後20日以内に後期高齢者医療保険料督促状(第5号様式)を発するものとする。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 前項の督促状に規定すべき期限は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日とする。

(延滞金の減免)

第8条 保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第7条の規定による延滞金の減免をすることができる。

(1) 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年三重県後期高齢者医療広域連合条例第36号。以下「広域連合条例」という。)第17条の規定により保険料の徴収を猶予した場合において、その猶予をした期間に対応する部分の延滞金があるとき。

(2) 広域連合条例第18条の規定により保険料を減額又は免除されたとき。

(3) その他延滞金の納付を困難とするやむを得ない事由があると認められるとき。

2 前項の規定により延滞金の減免を受けようとする者は、後期高齢者医療保険料延滞金減免申請書(第6号様式)により、その旨を市長に申し出なければならない。

(身分証明書)

第9条 保険料の徴収に従事する職員は、後期高齢者医療保険料徴収職員証(第7号様式)を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(過料)

第10条 条例第9条から第11条までの規定により過料を科する場合には、過料処分通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第3条、第5条関係）

年度 後期高齢者医療保険料納入通知書

後期高齢者医療保険料を、次のとおり徴収しますので通知します。

被保険者氏名		<b>【期別保険料額】</b>				普通徴収の場合の納期限	
被保険者番号		納期・月 (普徴・特徴)	変更前の保険料額(円)		当初又は変更後の保険料額(円)		
決定年月日			普通徴収	特別徴収	普通徴収		特別徴収
決定理由		4月					
年間保険料額	円	5月					
<b>【普通徴収の保険料】</b>		6月					
徴収方法		7月					
金融機関名称		8月					
口座名義人		9月					
<b>【特別徴収の保険料】</b>		10月					
特別徴収義務者		11月					
特別徴収対象年金		12月					
特別徴収対象年金給付額	円	1月					
<b>【年度仮徴収保険料額】</b>		2月					
徴収月	保険料額(仮徴収額)	3月					
4月		計					
6月		合計額	(ア)		(イ)		
8月		差引増減額	(イ)-(ア)				
仮徴収合計額	円						

年 月 日

津市長 (氏 名)

印

後期高齢者医療保険料領収証書 (公)

年度 期分

( )

科目	番号
保険料額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限 年 月 日	
上記のとおり領収しました。	領収日付印
津市指定金融機関 津市収納代理金融機関 三重県、愛知県、岐阜県 及び静岡県内のゆうちょ 銀行各店及び郵便局	

\*領収書は2年間保管して下さい。

後期高齢者医療保険料納付書 (公)

年度 期分

( )

科目	番号
保険料額	円
督促手数料	円
延滞金	円
合計	円
納期限 年 月 日	
上記のとおり領収しました。	領収日付印
津市指定金融機関 津市収納代理金融機関 三重県、愛知県、岐阜県 及び静岡県内のゆうちょ 銀行各店及び郵便局	

後期高齢者医療保険料納付書兼領収済通知書 (公)

年度 期分 ( )

ID 督促手数料 延滞金

氏名		
科目	番号	
保険料額		円
督促手数料		円
延滞金		円
合計		円
納期限	年 月 日	

領収日付印

左記のとおり領収しましたので通知します。

津市保管 (24201)

第2号様式（第4条関係）

年度 後期高齢者医療保険料特別徴収中止通知書

後期高齢者医療保険料の特別徴収を中止しましたので通知します。

被保険者氏名		<b>【期別保険料額】</b>					
被保険者番号		納期・月 (普徴・特徴)	変更前の保険料額(円)		当初又は変更後の保険料額(円)		普通徴収の場合の納期限
決定年月日			普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	
決定理由		4月					
年間保険料額	円	5月					
<b>【普通徴収の保険料】</b>		6月					
徴収方法		7月					
金融機関名称		8月					
口座名義人		9月					
<b>【特別徴収の保険料】</b>		10月					
特別徴収義務者		11月					
特別徴収対象年金		12月					
特別徴収対象年金給付額	円	1月					
<b>【年度仮徴収保険料額】</b>		2月					
徴収月	保険料額(仮徴収額)	3月					
4月		計					
6月		合計額	(ア)		(イ)		
8月		差引増減額	(イ)-(ア)				
仮徴収合計額	円						

年 月 日

津市長 (氏 名)

印



第3号様式（第6条関係）

後期高齢者医療保険料過誤納金還付通知書

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

あなたが納められた後期高齢者医療保険料は、次のとおり納め過ぎとなりましたので  
還付いたします。

氏名	
住所	

還付額	
-----	--

被保険者番号	年度／期	過誤納発生日	過誤納発生事由

納付すべき保険料	納付済額	過誤納額	還付額

※ 過誤納額と還付額に差額がある場合は、既に充当等が行われています。

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、三重県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第4号様式(第6条関係)

後期高齢者医療保険料過誤納金充当通知書

年 月 日

(氏 名) 様

津市長 (氏 名) 印

あなたが納められた後期高齢者医療保険料は、次のとおり納め過ぎとなりましたので  
充当いたします。

氏名		充当金額	
住所			

被保険者番号	年度/期	過誤納発生日	過誤納発生事由

納付すべき保険料	納付済額	過誤納額	充当額

※過誤納額と充当額に差額がある場合は、還付又は次回以降の充当分となります。

< 充当明細 >

調定	賦課	徴収	期別	納付すべき 保険料	納付済額	充当額	未納額

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6  
0日以内に、三重県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内  
に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を受けた後でなければ提起するこ  
とができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに  
該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

後期高齢者医療保険料督促状	① 後期高齢者医療保険料領収証書 年度 月 日	② 後期高齢者医療保険料納付書 年度 月 日																														
右記の金額が未納になっていきますから、至急津市指定金融機関等へ 納付してください。 なお、本状と行き違いに納付された場合は、ご容赦ください。 年 月 日 津市長 (氏 名) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	( ) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>科目</th> <th>番号</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>保険料額</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table> 納期限 年 月 日 上記のとおり領収しました。 津市指定金融機関 津市収納代理金融機関 三重県、愛知県、岐阜県 及び静岡県内のゆうちょ 銀行各店及び郵便局 *領収書は2年間保管してください。 納入者保管 (津市) 24201	科目	番号	金額	保険料額		円	督促手数料		円	延滞金		円	合計		円	( ) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>科目</th> <th>番号</th> <th>金額</th> </tr> <tr> <td>保険料額</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>督促手数料</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>円</td> </tr> </table> 納期限 年 月 日 上記のとおり領収しました。 津市指定金融機関 津市収納代理金融機関 三重県、愛知県、岐阜県 及び静岡県内のゆうちょ 銀行各店及び郵便局 金融機関保管 (津市) 24201	科目	番号	金額	保険料額		円	督促手数料		円	延滞金		円	合計		円
科目	番号	金額																														
保険料額		円																														
督促手数料		円																														
延滞金		円																														
合計		円																														
科目	番号	金額																														
保険料額		円																														
督促手数料		円																														
延滞金		円																														
合計		円																														
ID 年度 月 日 ( ) 督促手数料 延滞金 0000000000 氏 名 科 目 番 号 保 険 料 額 督促手数料 延滞金 合 計 納 期 限 年 月 日 領 収 日 付 印 左記のとおり領収 しましたので通知 します。 津市保管 (24201)	③ 後期高齢者医療保険料納付書兼領収済通知書 年度 月 日 ( ) 督促手数料 延滞金 0000000000 氏 名 科 目 番 号 保 険 料 額 督促手数料 延滞金 合 計 納 期 限 年 月 日 領 収 日 付 印 左記のとおり領収 しましたので通知 します。 津市保管 (24201)																															

(裏)

延滞金 この通知書に指定した納期限内に保険料を完納されないと、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該納付金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、その金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント、ただし、前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントを加算した割合が年7.3パーセントに満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントを加算した割合)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければなりません。

滞納処分 この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに保険料を納付されないときは、やむを得ず差押処分を受けることがありますので御注意ください。

不服がある場合 この督促状に不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、三重県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。  
また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。

第6号様式（第8条関係）

後期高齢者医療保険料延滞金減免申請書

年 月 日

（あて先） 津市長

住所

氏名

㊟

被保険者との関係

電話

津市後期高齢者医療に関する条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり後期高齢者医療保険料延滞金の減免を申請します。

1 被保険者等

氏名カナ			
氏名			
住所			
被保険者番号		電話番号	
世帯主氏名			
世帯主住所			

2 延滞金の額等

年度	期別	保険料額	延滞金額	適用

3 減免を受けようとする理由

-----
-----
-----
-----
-----



第7号様式（第9条関係）

（表）

契 印	
（記号番号）	
後期高齢者医療保険料徴収職員証	
（写真）	津市（名称）部（名称）課
	職名
	氏名
	（           年       月       日生）
年       月       日発行	
津市長（氏       名）	
印	

（裏）

- 1 本証は、津市後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務を行う場合には、必ず携行しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証は、退職その他の理由により、不要になったときは、直ちに返還しなければならない。
- 5 本証の有効期間は、発行の日から3年とする。

第8号様式（第10条関係）

過料処分通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長（氏 名） 印

次のとおり、過料の処分を決定したので、津市後期高齢者医療に関する条例施行規則第10条の規定により通知します。

過料決定額	円
過料の根拠法規	
過料が科された原因	
注意 納入については、納入通知書によって納めてください。	

教示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、三重県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、津市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この訴えは、前記の審査請求に対する裁決を受けた後でなければ提起することができないこととされていますが、行政事件訴訟法第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、訴えを提起することができます。



津市告示第131号

三重県屋外広告物条例（昭和41年条例第45号）第19条の2第1項の規定により、下記のとおり広告物又は掲出物件を保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年7月18日

津市長 松田直久

- 1 保管した広告物又は掲出物件の種類及び数量  
はり札等 48枚
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所  
観音寺町地内ほか（主要幹線道路）
- 3 広告物又は掲出物件を除却した日  
平成20年6月17日から30日まで
- 4 保管した広告物又は掲出物件の返還に関する事項  
返還を希望する者は、次の申出先に申し出るものとする。  
（申出先）

津市建設部津北工事事務所補修担当

津市高茶屋小森上野町1185番地1

電話番号 059-235-5655

津市告示第132号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年7月18日

津市長 松田直久

- 1 路線名            2334            一身田中野第19号線  
道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市一身田中野字東野133番1地先 から 津市一身田中野字東野134番1地先 まで	旧	5.4～5.4	27.2
津市一身田中野字東野133番1地先 から 津市一身田中野字東野134番1地先 まで	新	5.4～5.4	27.2
津市一身田中野字東野133番1地先 から 津市一身田中野字東野134番1地先 まで	新	5.4～6.0	74.7

津市告示第133号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年7月18日

津市長 松田直久

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
2334	一身田中野第19号線	津市一身田中野字東野 133番1地先から	平成20年 7月18日
		津市一身田中野字東野 134番1地先まで	

津市告示第134号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成20年7月18日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
1135918	平成19年10月1日	平成20年7月4日
9113491	平成19年10月1日	平成20年6月28日

津市告示第135号

下記の者の差押書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成20年7月25日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
津市白山町南出734番地	有限会社S・K・O	差押書

津市告示第136号

下記の者に対する差押調書、配当計算書及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成20年7月25日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
		差押調書、配当計算書、 充当通知書

津市告示第137号

下記の者に対する差押調書、配当計算書及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成20年7月25日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
		差押調書、配当計算書、 充当通知書

津市告示第138号

津市旧学校施設の設置及び管理に関する条例第3条に掲げる津市白山元取プールの使用料徴収事務の一部を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年7月28日

津市長 松田直久

- 1 受託者 津市西古河町4番12号  
株式会社 ジャパンスポーツ運営
- 2 委託期間 平成20年7月1日から平成20年8月31日まで



津市告示第139号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書き並びに地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき、平成20年4月1日付けで津市農業共済事業に係る公金の収納及び支払事務の一部を取り扱う出納取扱金融機関及び収納の一部を取り扱う収納取扱金融機関を次のとおり指定したので、同令第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成20年7月28日

津市長 松田直久

出納取扱金融機関又は 収納取扱金融機関の別	指定した者	取扱店舗
出納取扱金融機関	株式会社 百五銀行	本店、支店及び出張所
収納取扱金融機関	津安芸農業協同組合	本店及び支店
収納取扱金融機関	三重中央農業協同組合	本店及び支店
収納取扱金融機関	一志東部農業協同組合	本店及び支店

津市公告第104号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成20年7月23日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年7月18日
- 2 抑留期間 平成20年7月25日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市美里町三郷	雑種	黒	メス	中	91日以上	鎖の首輪 垂れ耳

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課  
電話 059-229-3282  
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課  
電話 059-223-5192

津市公告第105号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年7月25日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日  
平成20年7月11日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市久居明神町字大水戸599-4 ほか3筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
津市南が丘一丁目23-2  
ミショーフィリップ

津市公告第106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年7月25日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日  
平成19年11月13日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市栗真小川町字南浦173-1ほか3筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
津市栗真小川町1602  
小菅 雅司

津市公告第107号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年7月25日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日  
平成20年7月16日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市白塚町字小山3337ほか7筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
津市広明町418-1  
株式会社 トップハウス  
代表取締役 浪岡 昭

津市公告第108号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成20年7月28日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年7月24日
- 2 抑留期間 平成20年7月30日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 戸木町	雑種	薄茶	不明	中	91日 以上	緑の首輪
2	津市 白塚町	雑種	白灰	オス	中	91日 以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第109号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成20年7月28日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年7月27日  
2 抑留期間 平成20年7月31日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 香良洲町 川原	雑種	茶	オス	中	91日 以上	負傷犬

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課  
電話 059-229-3282  
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課  
電話 059-223-5192

津市公告第110号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成20年7月28日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年7月28日
- 2 抑留期間 平成20年8月1日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市中河原	雑種	茶	オス	中	91日以上	垂れ耳 赤い首輪
2	津市一身田上津部田	柴犬	茶	オス	中	91日以上	赤い首輪
3	津市戸木町	ダックスフンド	黒	メス	小	91日以上	赤い首輪
4	津市神戸	雑種	黒白	メス	中	91日以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192



津市公告第111号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成20年7月31日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年7月30日
- 2 抑留期間 平成20年8月5日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 雲出長常町	雑種	薄茶	オス	中	91日 以上	布の首輪

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課  
電話 059-229-3282  
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課  
電話 059-223-5192

津市教育委員会告示第9号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成20年7月28日

津市教育委員会

委員長 中西 智子

- 1 招集の日時 平成20年7月29日（火）午後3時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
  - （1）平成21年度以降使用小学校教科用図書の採択について
  - （2）津市生涯学習スポーツ審議会委員の委嘱について

津市選挙管理委員会告示第29号

平成20年7月31日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における期日前投票所を次のとおり定めたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条第1項において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項による読み替え後の第41条第1項の規定により告示する。

平成20年7月22日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋達郎

期日前投票所 津市本庁舎8階 大会議室B

津市選挙管理委員会告示第30号

平成20年7月31日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における投票所を次のとおり定めたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条第1項において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条第1項の規定により告示する。

平成20年7月22日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋 達郎

第1投票区投票所	津市贄崎地区防災コミュニティセンター
第2投票区投票所	伊倉津町集会所
第3投票区投票所	津市白塚市民センター
第4投票区投票所	河芸町漁業協同組合（漁村センター）
第5投票区投票所	津市香良洲中央公民館

津市選挙管理委員会告示第31号

平成20年7月31日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における津市開票区の開票の場所及び日時を次のとおり定めたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条第1項において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第64条の規定により告示する。

平成19年7月22日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋達郎

- |   |       |                      |
|---|-------|----------------------|
| 1 | 開票の場所 | 津市本庁舎8階 大会議室A        |
| 2 | 開票の日時 | 平成20年7月31日 午後8時00分から |

津市選挙管理委員会告示第32号

平成20年7月31日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における津市開票区の開票立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時を次のように定めたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条第1項において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により告示する。

平成20年7月22日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋達郎

- |   |       |                    |
|---|-------|--------------------|
| 1 | くじの場所 | 津市選挙管理委員会事務局       |
| 2 | くじの日時 | 平成20年7月28日 午後5時30分 |

津市選挙管理委員会告示第33号

平成20年7月31日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7による読み替え後の同令第25条の規定により告示する。

平成20年7月22日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋 達郎

職務を行うべき日	投票管理者		職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
7月23日		世古英雄		黒宮 敦
7月24日		太田政義		稲垣昌司
7月25日		石川照良		稲垣昌司
7月26日		太田政義		稲垣昌司
7月27日		辻本 進		橋本忠公
7月28日		橋本藤一		西田芳幸
7月29日		北川 兌		濱口秀雄
7月30日		岡本茂夫		土性よし子

津市選挙管理委員会告示第34号

平成20年7月31日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における各投票区の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成20年7月22日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋達郎

1 投票管理者

投票区	住 所	氏 名
第1投票区		世古英雄
第2投票区		太田政義
第3投票区		辻本 進
第4投票区		北川 兌
第5投票区		岡本茂夫

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

投票区	住 所	氏 名
第1投票区		黒宮 敦
第2投票区		稲垣昌司
第3投票区		橋本忠公
第4投票区		阪 政子
第5投票区		今井千代子



津市選挙管理委員会告示第35号

平成20年7月31日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における開票管理者及び開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第68条の規定により告示する。

平成20年7月22日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋達郎

1 開票管理者

住所  
氏名 伊藤和博

2 開票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

住所  
氏名 石川照良

津市選挙管理委員会告示第36号

平成20年7月31日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における期日前投票所の投票管理者を次のとおり変更したので、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7による読み替え後の同令第25条の規定により告示する。

平成20年7月26日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋達郎

職務を行うべき日	辞任する者	新たに選任する者
7月28日	橋本藤一	辻本進

津市選挙管理委員会告示第37号

平成20年7月31日執行の三重海区漁業調整委員会委員選挙における開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり変更したので、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第68条の規定により告示する。

平成20年7月28日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋達郎

辞任する者	新たに選任する者
石川照良	稲垣昌司

津市選挙管理委員会告示第38号

土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第6条第1項の規定により、  
芸濃南部土地改良区総代会総代選挙の総選挙を次のとおり定めたので、同条第  
3項及び第4項の規定により告示する。

平成20年7月31日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋達郎

- |             |                  |
|-------------|------------------|
| 1 選挙期日      | 平成20年8月7日        |
| 2 投票の時間     | 午前9時00分から午後6時00分 |
| 3 選挙すべき総代の数 | 35人              |

津市選挙管理委員会告示第39号

平成20年8月7日執行の芸濃南部土地改良区総代会総代選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第7項の規定により告示する。

平成20年7月31日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋達郎

1 選挙長

住 所	氏 名
	駒田 貞範

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住 所	氏 名
	黒川 武夫

津市選挙管理委員会告示第40号

平成20年8月7日執行の芸濃南部土地改良区総代会総代選挙における選挙立会人を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第7項の規定により告示する。

平成20年7月31日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋 達郎

選挙立会人

住 所	氏 名
	澤田 金生
	松谷 宮悦

津市選挙管理委員会告示第41号

平成20年8月7日執行の芸濃南部土地改良区総代会総代選挙における選挙長の行う告示は、次の掲示場に掲示してこれを行う。

平成20年7月31日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋達郎

掲示場 津市芸濃庁舎

津市水道局告示第14号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成20年7月18日

津市水道事業管理者 平井秀次

名称	所在地	指定年月日
株式会社高芝組	四日市市河原田町472番地1	平成20年7月4日



津市水道局告示第15号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第1号の規定により告示する。

平成20年7月30日

津市水道事業管理者 平井秀次

名称	所在地	指定年月日
西井水道	伊勢市桜木町116番地55	平成20年7月15日
森川鉄工所	松阪市嬉野算所町89番地1	平成20年7月15日